

動物の愛護管理のあり方検討会（第5回）の議事要旨

1 動物取扱業の適性化について

- ・ 乗馬クラブ等の中には、飼養管理が劣悪のものがあるので、拡大すべき規制の対象業種として、乗馬の施設を入れて頂きたい。
- ・ 専門学校等、各種学校での動物の飼養管理が杜撰なところがある。動物に関して知識のない生徒が、不適切な取扱いに疑問を感じずに卒業するとすれば、由々しき事態であり、規制の対象として検討すべきである。
- ・ 馬術については、競技スポーツという側面があり、極めて危険な訓練を行わなければならない、若干の配慮が必要である。
- ・ 輸送業について、最近では一般の輸送業者が動物の輸送を行っている。何のマニュアルもないところもあり、動物取扱業の対象業種とし、何らかの指導をするべきである。
- ・ 動物の輸送について、20年前はどの業者も動物を運んでくれたが、トラブルやクレームを契機に業界全体で動物を取り扱わなくなるような動きがあった。強い規制をかけると動物を扱わなくなる恐れがある。規制のあり方の検討とともに、適切な飼養保管技術を伝えることが重要である。
- ・ 規制を強化することによって、報告を求めることや立ち入り検査等、実際の行政措置がどのように担保されるのか。自治体の負担が大きくなるが、結果として実効性が上がらなければ意味がない。
- ・ 動物愛護の分野に限ったことではないが、地方自治体の取組みとしては、財政基盤や人員の確保に制約がある状況でどう効率的に進めていくかが課題である。立ち入り調査の実績が上がらないと指摘されるが、苦情のあった施設や過去に問題のあった施設を重点的にできる範囲で行っているのが現状ではないか。運用面で改善できることもあると思われるが、新しい制度を導入する際には、地方自治体への財政面、人的面での措置ができる制度的な配慮をお願いしたい。
- ・ 規制対象範囲を広げることは、意義のあることである。現行の5業種は、販売に係わるものと一時保管など飼養技術に係わるものの二つに分類することができ、整理して考えるべきである。通信販売に関して、ショップを持っていないと駄目だとは言わないが、実物を見せないで販売する者については、規制が必要である。
- ・ 業の規制として、畜産の世界では家畜商法がある。立法の目的は異なるが、地方自治体等の講習会を経て、免許登録の後に認められるというものであり定着している。地方自治体の取組みは法律のもとで統一的に行われることが望ましい。
- ・ 「命あるものを取り扱うプロ」という考え方は、分かりやすい。全てのプロに対して、業としての規制が必要であるが、どのように規制をかけるのかは、獣医師法や家畜商法等、様々な法体系があり、既に担保されている事柄もあることから、全体を見渡して議論すべきである。

- ・ 現行の規制のシステムが十分に機能しているのか、検証することが重要である。現行法でも、届出を出さずに業を営むと20万円の「罰金」であり、過料ではなく強い規制がかかっている。まずは、現行制度下における規制の仕組みをきちんと使うことが大事であり、使っていないとすれば、罰金を上げてても実効性はない。また、規制の手法として、届出、登録、許可のいずれにするかは、言葉の使い方の問題であり、何が変わり、どのような制裁が用意され、どう実施されるのかという具体的な内容の検討が重要である。
- ・ 要件を満たさず、届出を受理できないケースがどれだけあるのか、実態把握が重要である。届出の場合も、その申請の内容がどうでもよいというわけではない。業の実態を判断するには、現行も定量的な基準が必要であり、許可制になったとしても、同様である。
- ・ 新しい規制を導入する場合、その実効性の議論は欠かせないが、現在の届出制という規制で見えてきた限界も明らかであり、もっと強い体制をとるべきだと考えるのは当然である。今まで届出もなかったネット販売のようなものを把握することは、実務上の困難を伴う厳しい作業であろうが、是非とも一歩進んだ規制のツールを作ってもらいたい。
- ・ 消費者が、優良な業者を選定できる仕組みを作るべき。その点、現行の届出制は不親切であり、何らかの形で指導を受け、基準に基づいて営業を行っている業者を識別できるようなマークを示すことができれば、消費者は自分で判断できる。
- ・ 動物取扱業者に対して出された勧告の件数が少ないが、そのいずれもが違反の程度が極端な例である。動物種や個体等によって、数値化した明確な基準を作成しづらいこともあり、基準が曖昧となっている現状では、基準の運用や解釈が重要である。
- ・ ネット販売業者は、客が見えず、その所在が不明であり、輸送業者については地方自治体を超えて移動する。どの自治体が担当するのか、行政主体間の役割分担が必要であり、許可制等にしたら全とうまくいくという問題ではない。
- ・ 動物に係わる他の法律で有罪となった者が、動物取扱業を営めないような規制の導入を検討して頂きたい。

2 遺棄・危害等の防止について

- ・ 「放つこと」とすると、公園でリードを外すこと等まで含む余地がないか。遺棄という言葉は、イメージがある程度固定化され、理解が定着している。生態系への影響等も考慮した「放つこと」については、現行の遺棄という概念の中でも解釈可能ではないか。
- ・ 沖縄のやんばる地域や竹富町では、先行してマイクロチップを普及させてきているが、国が明確に方針を示すべきであり、今後も、全ての動物にマイクロチップを求めていくべきである。
- ・ マイクロチップについては、行政と民間が共同して普及を進めるべきであり、

そのための助成も検討すべきである。また、データの一元的管理が欠かせない。

- ・ マイクロチップの普及については、民間団体の先進的な取組みを受けて、地方自治体として愛護センターでの読み取り体制を整えるなど、民間での動きにあわせた体制を取っていくことが望ましい。
- ・ 外来種法で指定される特定動物の種類はそれほど多くないと思われるので、指定されない動物については、生態系への影響など地域特性も考慮したマイクロチップの義務化を図れるような仕組みを検討すべきである。

3 犬ねこの引取りや殺処分等について

- ・ 野良ねこに餌をやることがどのような状況を生むのか、啓発する必要がある。NPO等が、地域ねことして、飼養しているところもあるが、徹底した管理を行わないと逆に増えてしまうこととなる。本来、動物は各家庭で飼養すべきものであり、地域ねこはあくまでも過渡的な措置である。
- ・ 引取数の減少を図るためには、もっと飼い主が責任と社会的義務を果たすべきであり、そのための啓発活動が欠かせない。
- ・ 飼い主以外からの引取りで、収容期間が3～4日しかない箇所が半数を占めることは問題であり、少なくとも1週間程度は保管すべきである。
- ・ 引き取られた犬やねこについて、人道的に扱われる範囲で、実験動物としての利用はあり得るのではないか。殺処分することになる動物を有効に利用し、他の動物の生存に貢献することも検討したほうがよい。
- ・ 現在、日本では、シェルターの動物が、実験動物として使われることは少なくなってきた。しかし、アメリカでは、州にもよるが、実験動物にシェルターの犬やねこが使われており、外国では使われていないというのは、誤解である。
- ・ 引取数の減少を図るためには、民間との連携を強化することから、一步進んで愛護センターの運営を民間に任せることを検討してはどうか。野生動物を受け入れるNPOは全国にたくさんあり、わずかながら助成金も出ている。
- ・ 引き取られた動物の里親を捜す方策を検討すべきである。地方自治体だけでなく、第3セクター方式で対処したらどうか。
- ・ 引き取った動物の司法上の所有権の議論は欠かせない。センター等で引き取った際の所有権の所在については、きちんと議論する必要がある。
- ・ 殺処分の方法について、炭酸ガスを用いる方法では動物が苦悶する場合がある。麻酔薬による安楽死についても、処分頭数の減少で可能になってきている。そのままでは麻酔薬の使用が困難な場合についても、鎮静剤等の使用を検討する等、方法はある。
- ・ 炭酸ガスによる処分に対する批判があるが、濃度調整等の技術的な問題が原因としてあげられるのではないか。炭酸ガスによる処分方法については、科学的にきちんと検証すべきである。